

別紙

諮問第963号～第966号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇氏、〇〇氏の在籍する学校の平成26年度、平成27年度の職場だより、校長だより、学校だより」ほか3件を不存在を理由として非開示とした決定及び「業績評定書（被評定者〇〇高等学校長〇〇氏ほか2名）対象年度平成23年度から平成26年度」を非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「〇〇（都立〇〇高校校長）、〇〇、〇〇の在籍している（いた）学校の平成26年度と平成27年度の職場だより、校長だより、学校だより」、「〇〇（〇〇市立〇〇中学校校長だった）と〇〇（〇〇区立〇〇中学校校長だった）の異動先と職が分かるもの」及び「〇〇（〇〇校長）、〇〇（〇〇中学校長）、〇〇（〇〇中学校長）の業績評価の書類全て（2000年度から2014年度）」の開示請求に対し、東京都教育委員会が平成27年5月15日付けで行った非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

パワハラを受けた（特に、〇〇校長〇〇、〇〇中学校長〇〇、〇〇中学校前校長〇〇）当事者の都民として、教育行政がどのように行われているのか、監視する上でも知る権利がある。

また、上記3名の校長は、私が指導力不足教員に認定され、退職せざるを得ない状

況に追い込まれた際に、特に深く関わった人物である。退職に追い込まれるまでの経過が公正であったか否か、業績評価等を含めて全て情報は開示されるべきである。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 「〇〇（都立〇〇高校校長）、〇〇、〇〇の在籍している（いた）学校の平成26年度と平成27年度の職場だより、校長だより、学校だより」（以下「本件開示請求1」という。）について、〇〇氏及び〇〇氏が在籍していた学校はそれぞれ〇〇教育委員会及び〇〇教育委員会が所管する学校であるが、当該学校の職場だより、校長だより及び学校だよりについては、東京都教育委員会において取得しておらず、また、〇〇（都立〇〇高等学校校長）の在籍していた学校の職場だより及び学校だよりについては作成しておらず、存在しない。

(2) 「〇〇（〇〇市立〇〇中学校校長だった）と〇〇（〇〇区立〇〇中学校校長だった）の異動先と職が分かるもの」（以下「本件開示請求2」という。）について、前〇〇中学校校長である〇〇氏は、平成27年4月1日以降、東京都立学校の教職員及び東京都区市町村立学校の県費負担教職員として任用されていないことから、本件開示請求に係る文書は存在しない。

(3) 「〇〇（〇〇校長）、〇〇（〇〇中学校長）、〇〇（〇〇中学校長）の業績評価の書類全て（2000年度から2014年度）」（以下「本件開示請求3」という。）について、平成12年度から平成22年度における業績評価に係る文書については、保存期間が3年となる文書であり、当該文書は保存期間経過後に廃棄していることから、存在しない。

また、平成23年度から平成26年度における業績評価に係る文書については、当該文書に記載されている情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、また、これらの情報を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条2号及び6号に該当す

る。

以上の（１）から（３）により、実施機関では非開示決定を行ったものである。

#### ４ 審査会の判断

##### （１）審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年10月30日	諮問（諮問第963号～第966号）
平成27年11月19日	新規概要説明（第164回第一部会）
平成28年 1月25日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第963号～第966号）
平成28年 1月28日	実施機関から説明聴取（第166回第一部会）
平成28年 2月16日	異議申立人から意見書收受 （諮問第963号～第966号）
平成28年 2月17日	審議（第167回第一部会）

##### （２）審査会の判断

審査会は、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 審議の併合について

諮問第963号から第966号については、異議申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

#### イ 本件対象公文書及び本件請求文書について

本件異議申立てに係る本件開示請求1及び本件開示請求2について、実施機関は、本件開示請求2のうち「〇〇（〇〇市立〇〇中学校校長だった）の異動先と職が分かるもの」の部分については「異動者一覧表（平成27年4月1日定期異動）」を特定し、開示決定を行った。

また、本件開示請求1に係る請求文書（以下「本件請求文書1」という。）及び本件開示請求2のうち「〇〇（〇〇区立〇〇中学校校長だった）の異動先と職が分かるもの」の部分に係る請求文書（以下「本件請求文書2」という。）については、実施機関はいずれも保有していないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

さらに、本件異議申立てに係る本件開示請求3について、実施機関は、本件開示請求3のうち「業績評価の書類全て（2000年度から2010年度）」の部分に係る請求文書（以下「本件請求文書3」という。）については、文書保存期間の経過により既に廃棄したとして、不存在を理由とする非開示決定を行い、「業績評価の書類全て（2011年度から2014年度）」の部分については、「教育管理職自己申告・業績評定書及び教育管理職能力評定書（校長用）（平成23年度から平成26年度）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条2号及び6号に該当するとして非開示決定を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報につい

ては、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

## エ 本件請求文書1から3の不存在の妥当性について

### (ア) 本件請求文書1について

実施機関によれば、本件請求文書1のうち、区の教育委員会あるいは市の教育委員会が所管する学校である〇〇氏及び〇〇氏が在籍していた学校における職場だより、校長だより及び学校だよりについては、仮に当該学校において職場だより等の文書を作成していた場合においても、東京都教育委員会宛てに提出しなければならない旨の規則等は存在せず、現にそのような文書の提出は受けていないとのことであり、また、実施機関の所管する学校である〇〇（都立〇〇高等学校校長）の在籍していた学校における職場だより及び学校だよりについては、これらの文書を作成していないことから存在しないと説明する。

なお、実施機関の所管する学校における校長だよりについては、当該学校のホームページにおいて公表している情報であることから、実施機関が異議申立人に対して情報提供を行ったところ、開示請求の対象外としたとのことである。

本件請求文書1について審査会が実施機関に確認したところ、本件請求文書1に係る職場だより等の文書については、各学校においてこれらの文書を作成しなければならない旨の規則等は存在せず、実施機関が所管する都立〇〇高等学校においてもそのような文書は作成していないとのことである。

さらに、審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書1の探索を依頼したところ、実施機関において本件請求文書1を保有していないことが確認できた。

以上のことを踏まえると、本件請求文書1は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書1について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

(イ) 本件請求文書2について

実施機関は、前〇〇中学校校長である〇〇氏については、平成27年4月1日以降、東京都立学校の教職員及び東京都区市町村立学校の県費負担教職員として任用されていないため、本件請求文書2に係る文書は作成していないことから存在しないと説明する。

審査会が上記〇〇氏に係る人事記録を見分したところ、平成27年3月31日付けで退職していることが確認できた。

以上のことを踏まえると、本件請求文書2は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書2について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

(ウ) 本件請求文書3について

審査会が実施機関に確認したところ、本件請求文書3については、東京都教育委員会文書管理規則（平成11年東京都教育委員会規則第64号）46条1項に基づき実施機関が定めた文書保存期間表により保存期間が3年とされていることから、文書保存期間の経過により既に廃棄したとのことである。

さらに、審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書3の探索を依頼したところ、実施機関において本件請求文書3を保有していないことが確認できた。

以上のことを踏まえると、本件請求文書3は保有していないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書3について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

オ 本件対象公文書の非開示の妥当性について

本件対象公文書は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）40条1項、東京都立学校教育管理職の業績評定に関する規則（平成7年東京都教育委員会規則第16号）2条3項及び8条並びに実施年度ごとに定める教育管理職業績評定実施要領に基づき、教育管理職の学校経営における業績、評定等を把握することを目的として作成する文書である。

審査会が見分したところ、本件対象公文書は「所属」、「職員番号」、「氏名」、「性別」、「年齢」、「業績評価」、「能力評価」及び「業績・能力総合評価」（以下「本件非開示情報」という。）の各欄から構成されており、教職員ごとに個別具体的な内容が記載されていることが確認できた。

以上を踏まえると、本件非開示情報は一体として当該教職員の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当する。

次に、条例7条2号ただし書該当性について検討すると、本件非開示情報は、上記のとおり業績評価について教職員ごとに個別具体的な内容が記載されているため、勤務成績としての身分取扱いに係る情報であると認められることから、同号ただし書ハに規定する公務員等の職務遂行に係る情報には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書イ及びロにも該当しない。

したがって、本件対象公文書は条例7条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

秋山 収、浅田 登美子、神橋 一彦、隅田 憲平